第２１条　運営委員会の定数は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第２２条　運営委員会は会長が招集する。ただし、構成員の４分の１以上の要求があった場合、運営委員会を開催しなければならない。

第２３条　運営委員会の議事内容は、次の通りとする。

１．役員の選出と承認に関すること。
２．総会提出議案に関すること。
３．総会より委任された事項に関すること。
４．会務の推進及び会計に関すること。
５．規約及び細則の改廃に関すること。
６．その他、運営に関すること。

第１０章　代表委員会

第２４条　代表委員会は、本部役員・専門委員会の委員長・交通安全女性（対象副委員長）・子育て広場長（対象副委員長）及び校長をもって構成する。

第２５条　代表委員会は、会長が招集する。（月１回程度）

第２６条　代表委員会の議事内容は，次の通りとする。

１．総会・運営委員会提出議案及び議決事項の執行に関すること。
２．本会の目的を達成するための各種の事業及び会計に関すること。
３．専門委員会で立案された事項の審議に関すること。
４．その他、運営に関すること。

第１１章　学級委員会及び学級代表

第２７条　教師と父母とが学級を中心として特に緊密に協力し、本会の目的達成に必要な活動をするために、各学級に学級委員及び副学級委員を各１名おく。但し、学年に１クラスしかない場合は副学級委員を２名（但し、６年生は３名）おく。

第２８条　学級委員、及び副学級委員の選出は、未経験者を優先させる。

１．未経験者とは、代表委員、（正副）学級委員の未経験者をいう。
２．但し、未経験者がいない場合は、経験者から選出する。
３．選出の当年度の代表委員、（正副）学級委員、地区委員、育成委員は該当しない。
５．選出時、なかよし学級在籍の場合は対象外とする。

第１２章　専門委員会

第２９条　本会の目的達成に必要な事項について調査・研究・立案し、かつその実行にあたるため専門委員会をおく。

第３０条　必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。

第３１条　専門委員会及び臨時委員会が企画、立案した事項、その他必要な事項を実行に移す場合は、会長並びに代表委員会または事務局へ報告する。

第１３章　規約改正

第３２条　本規約は総会において出席者の多数によって改正することができる。

第１４章　個人情報の取り扱い

第３３条　本会の活動に要する個人情報の取得、利用、提供、および管理については「各務小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

規約細則

第１章　役員の選出

第　１条　役員及び会計監査委員の選挙と就任は、次の通りとする。

１．役員選考委員会（ＰＴＡ副会長・子ども会副会長）をもって役員候補者を選考する。
２．ＰＴＡ役員選考委員会（新６年保護者全員参加）をもって本部役員候補者を選考する。
３．同時に、ＰＴＡ役員選出会をもって、各専門委員長（対象副委員長）の候補者も選考する。
４．運営委員会は、本部役員、各専門委員長（対象副委員長）を承認する。
５．役員候補者の追加推薦は、総会において会員席からすることができる。
６．役員候補者を推薦する場合は、被推薦者の同意を得なければならない。
７．学校側役員は総会において承認を受ける。
８．役員及び会計監査委員は、新年度４月１日より就任する。